

条 例 議 案 の 概 要

—平成30年6月定例会—

目 次

議案第 69 号 盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について	1
議案第 70 号 盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	33
議案第 81 号 専決処分につき承認を求めることについて	35
(盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)	
議案第 82 号 専決処分につき承認を求めることについて	39
(盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	
議案第 83 号 専決処分につき承認を求めることについて	42
(盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例)	
議案第 84 号 専決処分につき承認を求めることについて	45
(盛岡市市税条例の一部を改正する条例)	

議案第 69 号

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、個人市民税を非課税とする者、基礎控除額の控除を受ける者等の要件を改めるとともに、市たばこ税の税率を段階的に引き上げるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫のうち市民税を非課税とする者を、前年の合計所得金額が 135万円以下（現行 125万円以下）の者とする。

イ 均等割のみを課すべき者のうち、均等割を非課税とする者を次のとおり改める。

【改正前】 前年の合計所得金額が31万 5,000円に同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万 9,000円を加算した金額）以下である者

【改正後】 前年の合計所得金額が31万 5,000円に同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万 9,000円を加算した金額）以下である者

ウ 所得割の納稅義務者のうち、基礎控除額の控除を受ける者及び所得割の額から一定額の控除を受ける者を、前年の合計所得金額が 2,500万円以下である者に限ることとする。

エ 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合の市・県民税申告書の提出を不要とする。

オ 所得割を課すべき者のうち、当分の間、所得割を非課税とする者を次のとおり改める。

【改正前】 前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が35万円に同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者

【改正後】 前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が35万円に同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者

(2) 法人市民税関係

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等である内国法人は、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、納税申告書に記載すべき事項を、地方税関係手続用電子計算処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法等により市長に提供することにより、行わなければならないこととする。

(3) 固定資産税関係

ア 中小事業者等が生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から平成33年3月31日までの期間内に認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する機械装置等に係る課税標準となるべき価格に乘ずる割合を、零とする。

イ 課税標準の特例に関する規定について引用条項の整理を行う。

(4) 市たばこ税関係

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる期間における市たばこ税の税率を、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める税率とする。

(ア) 平成30年10月1日から平成32年9月30日まで 1,000本につき 5,692円

(イ) 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで 1,000本につき 6,122円

(ウ) 平成33年10月1日以後 1,000本につき 6,552円

イ 製造たばこの区分として加熱式たばこの区分を設けることとする。

ウ 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第3条第1項に規定する会社により売渡しがされたもの等に限る。）を製造たばことみなし、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことする。

エ 加熱式たばこの課税標準を、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。

(ア) 加熱式たばこの重量（フィルター等の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(イ) 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算する方法

オ エに定める課税標準は段階的に導入することとし、次の(ア)から(エ)までに掲げる期間における加熱式たばこの課税標準は、それぞれ次の(ア)から(エ)までに定めるとおりとする。

(ア) 平成30年10月1日から平成31年9月30日まで 加熱式たばこの重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法（以下「現行換算方法」という。）により換算した紙巻たばこの本数に100分の80を乗じて計算した紙巻たばこの本数及びエの方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の20を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数

(イ) 平成31年10月1日から平成32年9月30日まで 現行換算方法により換算した紙巻たばこ

の本数に 100分の60を乗じて計算した紙巻たばこの本数及びエの方法により換算した紙巻
たばこの本数に 100分の40を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数

(ウ) 平成32年10月 1日から平成33年 9月30日まで 現行換算方法により換算した紙巻たばこの本数に 100分の40を乗じて計算した紙巻たばこの本数及びエの方法により換算した紙巻
たばこの本数に 100分の60を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数

(エ) 平成33年10月 1日から平成34年 9月30日まで 現行換算方法により換算した紙巻たばこの本数に 100分の20を乗じて計算した紙巻たばこの本数及びエの方法により換算した紙巻
たばこの本数に 100分の80を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数

カ 次に掲げる日において、卸売販売業者等が、同日前に売渡し等が行われた製造たばこを販
売のために2万本以上所持する場合、当該卸売販売業者等に対し、その所持する製造たばこ
について、税率の引上げ分に相当する市たばこ税を課税する。

(ア) 平成30年10月 1日

(イ) 平成32年10月 1日

(ウ) 平成33年10月 1日

キ 盛岡市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）において講じた紙巻たばこ
3級品に係る市たばこ税の税率の経過措置について、平成30年 4月 1日から平成31年 3月31
日までの間の税率は、同年 9月30日まで適用を延長することとする。

3 施行期日

- (1) 2-(3) ア 公布の日
- (2) 2-(4) ア ((ア) に係る部分に限る。), イ, ウ, オ ((ア) に係る部分に限る。), カ ((ア) に係る部分に限る。) 及びキ 平成30年10月 1日
- (3) 2-(1) エ 平成31年 1月 1日
- (4) 2-(3) イ 平成31年 4月 1日
- (5) 2-(4) オ ((イ) に係る部分に限る。) 平成31年10月 1日
- (6) 2-(2) 平成32年 4月 1日
- (7) 2-(4) ア ((イ) に係る部分に限る。), オ ((ウ) に係る部分に限る。) 及びカ ((イ) に係
る部分に限る。) 平成32年10月 1日
- (8) 2-(1) ア, イ, ウ及びオ 平成33年 1月 1日
- (9) 2-(4) ア ((ウ) に係る部分に限る。), オ ((エ) に係る部分に限る。) 及びカ ((ウ) に係
る部分に限る。) 平成33年10月 1日
- (10) 2-(4) エ 平成34年10月 1日

【第1条】盛岡市市税条例・新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 路 <u>平成30年6月 日条例第 16号</u></p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第25条まで 略 (市民税の納稅義務者等)</p> <p>第26条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する個人 (2) 市の区域内に事務所、事業所又は家庭を有する個人で市の区域内に住所を有しない者 (3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する法人 (4) 市の区域内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で市の区域内に事務所又は事業所を有しないもの (5) 法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。)をもつて、その事務所又は事業所とする。</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 路</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第25条まで 略 (市民税の納稅義務者等)</p> <p>第26条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する個人 (2) 市の区域内に事務所、事業所又は家庭を有する個人で市の区域内に住所を有しない者 (3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する法人 (4) 市の区域内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で市の区域内に事務所又は事業所を有しないもの (5) 法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。)をもつて、その事務所又は事業所とする。</p>

改正後	改正前
<p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、施行令第47条に規定する収益事業を行なうもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第34条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行なうものは、法人とみなして、この節(第45条の5第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあっては、第45条の8の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第28条から第36条まで 略 (所得控除)</p> <p>第36条の2 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得</p>	<p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、施行令第47条に規定する収益事業を行なうもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第34条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行なうものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあっては、第45条の8の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第28条から第36条まで 略 (所得控除)</p> <p>第36条の2 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、</p>

改正後	改正前
<p>割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第36条の3及び第36条の4 略 (調整控除)</p> <p>第36条の5 <u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である所持割の納税義務者</u>については、その者の第36条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第36条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には_____。当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からいに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には_____。当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額</p> <p>第36条の6から第37条まで 略 (市民税の申告等)</p> <p>第38条 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的</p>	<p>割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第36条の3及び第36条の4 略 (調整控除)</p> <p>第36条の5 _____ 所持割の納税義務者については、その者の第36条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第36条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には_____。当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からいに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には_____。当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額</p> <p>第36条の6から第37条まで 略 (市民税の申告等)</p> <p>第38条 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的</p>

改正後	改正前
<p>年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において年給、給料、賃金、歳費及び賃と並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地賃保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長が定める。</p> <p>3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定</p>	<p>年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において年給、給料、賃金、歳費及び賃と並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地賃保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額_____若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長が定める。</p> <p>3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定</p>

改正後	改正前
する期限までに提出させることができる。	する期限までに提出させることができる。
4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。	給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。
5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。	5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。
6 第26条第1項第1号に掲げる者は、第36条の6第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。	6 第26条第1項第1号に掲げる者は、第36条の6第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。
7 市長は、市民税の試課徵収について必要があると認める場合には、第26条第1項第1号に掲げる者のうち所得稅法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徵収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徵収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徵収票又はその写しを提出させることができる。	7 市長は、市民税の試課徵収について必要があると認める場合には、第26条第1項第1号に掲げる者のうち所得稅法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徵収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徵収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徵収票又はその写しを提出させることができる。
8 市長は、市民税の試課徵収について必要があると認める場合には、第26条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、試課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家庭敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。	8 市長は、市民税の試課徵収について必要があると認める場合には、第26条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、試課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家庭敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
9 市長は、市民税の試課徵収について必要があると認める場合には、新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者	9 市長は、市民税の試課徵収について必要があると認める場合には、新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者

改正後	改正前
に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 第38条の2から第45条の4の6まで 略 (法人の市民税の申告納付)	に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 第38条の2から第45条の4の6まで 略 (法人の市民税の申告納付)
第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項役員及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。	第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項役員及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税額から控除する。	2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税額から控除する。
3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税額から控除する。	3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税額から控除する。
4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税額から控除する。	4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税額から控除する。
5 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の申告書を含む。以下この項	5 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の申告書を含む。以下この項

改正後	改正前
<p>において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合は、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、既偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第22項の申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する</p>	<p>において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合は、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、既偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第22項の申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する</p>

改正後	改正前
<p>税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(既偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務のある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務のある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連絡完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連絡完全支配関係をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第45条の7の2第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当</p>	<p>税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(既偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務のある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務のある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連絡完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連絡完全支配関係をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第45条の7の2第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当</p>

改正後	改正前
<p>する期間に限る。第45条の7の2第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>10 该第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかるわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税額係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>12 该10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の地方税共同機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたフロードレスへの記入がされた時に市長に到達したものとみなす。</p> <p>第45条の6から第83条まで 略 第2章 普通税 第4節 市たばこ税 (製造たばこの区分)</p> <p>第84条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</p> <p>(1) <u>喫煙用の製造たばこ</u> ノ <u>紙巻たばこ</u> イ <u>葉巻たばこ</u></p>	<p>する期間に限る。第45条の7の2第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>第45条の6から第83条まで 略 第2章 普通税 第4節 市たばこ税</p>

改正後	改正前
<p>エ <u>パイプたばこ</u> エ <u>園みたばこ</u> エ <u>加熱式たばこ</u> (2) <u>かみ用の製造たばこ</u> (3) <u>かぎ用の製造たばこ</u> (市たばこ税の納稅義務者等)</p> <p>第84条の2 市たばこ税(以下「たばこ税」という。)は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に充り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として充り渡すときを除く。)において、当該充渡しに係る製造たばこに対し、当該充渡しを行う卸売販売業者等に課する。</p> <p>2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に充渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合においては、当該充渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該充渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理する事務所又は事業所が市の区域内に所在する卸売販売業者等に課する。</p> <p>第85条 略 (製造たばことみなす場合)</p> <p>第85条の2 加熱式たばこの吸煙用具であつて加熱により蒸気となるクリセルインその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第8条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの吸煙用具であつて加熱により蒸気となるクリセルインその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを充填した卸売販売業者、加熱式たばこの吸煙用具であつて加熱により蒸気となるクリセルインその他の物品又</p>	<p>(市たばこ税の納稅義務者等)</p> <p>第84条 市たばこ税(以下「たばこ税」という。)は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に充り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として充り渡すときを除く。)において、当該充渡しに係る製造たばこに対し、当該充渡しを行う卸売販売業者等に課する。</p> <p>2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に充渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合においては、当該充渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該充渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理する事務所又は事業所が市の区域内に所在する卸売販売業者等に課する。</p> <p>第85条 略</p>

改正後	改正前																												
<p>はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けた製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により充填し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この筋の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第86条 たばこ税の課税標準は、第84条の2第1項の充填し又は同条第2項の充填し若しくは消費等(以下この条及び第90条において「充填し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこ____の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ固表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこ____の1本に換算するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 紙巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の80を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の20を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の20を乗じて計算した紙巻たばこの本数の</p>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 紙巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第86条 たばこ税の課税標準は、第84条 第1項の充填し又は同条第2項の充填し若しくは消費等____に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ____の本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア パイプたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ 紙巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア パイプたばこ	1グラム	イ 紙巻たばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
ア 紙巻たばこ	1グラム																												
イ パイプたばこ	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
ア パイプたばこ	1グラム																												
イ 紙巻たばこ	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												

改正後	改正前
<p>合計数によるものとする。</p> <p>(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 宅便等の時における小充定額(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小充定額をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小充定額に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充填し等____に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得</p> <p>3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を____本数に換算する場合の 計算は、第84条第1項の充填し又は同条第2項の充填し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得</p>	

改正後	改正前
た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充満し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	4 前項の計算に際し、_____製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
6 前2項の計算に際し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充満し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの四分ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
8 前項の計算に際し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	9 第3項各号に掲げる方法により計算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に際し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。	(たばこ税の税率) 第87条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,692円</u> とする。 (たばこ税の課税免除) 第88条 卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの充満し又は消費等をする場合には、当該充満し又は消費等に係る製造たばこに

改正後	改正前
対しては、たばこ税を免除する。	対しては、たばこ税を免除する。
2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。	2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。
3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に充満しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第84条の2の規定を適用する。	3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に充満しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第84条の2の規定を適用する。
第89条 路 (たばこ税の申告納付の手続)	第89条 路 (たばこ税の申告納付の手続)
第90条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末までの間における充満し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にはあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申請書には、第88条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。	第90条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末までの間における第84条第1項の充満し又は同条第2項の充満し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にはあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申請書には、第88条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
2 法第473条第2項の規定による秘務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によつて次の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定	2 法第473条第2項の規定による秘務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によつて次の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定

改正後	改正前																
による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。	による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">1月及び2月</td><td style="width: 50%;">3月</td></tr> <tr><td>4月及び5月</td><td>6月</td></tr> <tr><td>7月及び8月</td><td>9月</td></tr> <tr><td>10月及び11月</td><td>12月</td></tr> </table>	1月及び2月	3月	4月及び5月	6月	7月及び8月	9月	10月及び11月	12月	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">1月及び2月</td><td style="width: 50%;">3月</td></tr> <tr><td>4月及び5月</td><td>6月</td></tr> <tr><td>7月及び8月</td><td>9月</td></tr> <tr><td>10月及び11月</td><td>12月</td></tr> </table>	1月及び2月	3月	4月及び5月	6月	7月及び8月	9月	10月及び11月	12月
1月及び2月	3月																
4月及び5月	6月																
7月及び8月	9月																
10月及び11月	12月																
1月及び2月	3月																
4月及び5月	6月																
7月及び8月	9月																
10月及び11月	12月																
3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。	3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。																
4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式によらなければならない。	4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式によらなければならない。																
5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限、第93条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。	5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限、第93条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。																
第91条から第150条まで 略 附 則	第91条から第150条まで 略 附 則																
第1条から第3条の3の2まで 略 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)	第1条から第3条の3の2まで 略 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)																
第3条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年第3条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年																	

改正後	改正前
の所得について第35条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第26条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得額を除く。）を課さない。	の所得について第35条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額_____（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第26条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得額を除く。）を課さない。
2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
3 前項の規定のある場合における第36条の8第1項の規定の適用について、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第3条の4第2項」とする。	3 前項の規定のある場合における第36条の8第1項の規定の適用について、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第3条の4第2項」とする。
第4条から第7条の2まで 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	第4条から第7条の2まで 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、2分の1とする。	第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、2分の1とする。
2 法附則第15条第2項第2号に規定する割合は、2分の1とする。	2 法附則第15条第2項第2号に規定する割合は、2分の1とする。
3 法附則第15条第2項第6号に規定する割合は、4分の3とする。	3 法附則第15条第2項第6号に規定する割合は、4分の3とする。
4 法附則第15条第32項第1号イに規定する股価について同号に規定する割合は、3分の2とする。	4 法附則第15条第32項第1号イに規定する股価について同号に規定する割合は、3分の2とする。
5 法附則第15条第32項第1号ロに規定する股価について同号に規定する割合は、3分の2とする。	5 法附則第15条第32項第1号ロに規定する股価について同号に規定する割合は、3分の2とする。
6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する股価について同号に規定する割合は、3分の2とする。	6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する股価について同号に規定する割合は、3分の2とする。
7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する股価について同号に規定する割合は、3分の2とする。	7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する股価について同号に規定する割合は、3分の2とする。
8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する股価について同号に規定する割合は、3分の2とする。	8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する股価について同号に規定する割合は、3分の2とする。

改正後	改正前
9 法附則第15条第32項第2号イに規定する股債について同号に規定する割合は、4分の3とする。	9 法附則第15条第32項第2号イに規定する股債について同号に規定する割合は、4分の3とする。
10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する股債について同号に規定する割合は、4分の3とする。	10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する股債について同号に規定する割合は、4分の3とする。
11 法附則第15条第32項第3号イに規定する股債について同号に規定する割合は、2分の1とする。	11 法附則第15条第32項第3号イに規定する股債について同号に規定する割合は、2分の1とする。
12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する股債について同号に規定する割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する股債について同号に規定する割合は、2分の1とする。
13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する股債について同号に規定する割合は、2分の1とする。	13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する股債について同号に規定する割合は、2分の1とする。
14 法附則第15条第37項に規定する割合は、3分の2とする。	14 法附則第15条第37項に規定する割合は、3分の2とする。
15 法附則第15条第44項に規定する割合は、3分の1とする。	15 法附則第15条第44項に規定する割合は、3分の1とする。
16 法附則第15条第45項に規定する割合は、3分の2とする。	16 法附則第15条第45項に規定する割合は、3分の2とする。
17 法附則第15条第47項に規定する割合は、半とする。	
18 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。	
第7条の3から第22条まで 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	第7条の3から第22条まで 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)
第22条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める企	第22条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める企

改正後	改正前
額に規定する額とする。	額に規定する額とする。
(1) 課税長期譲渡所得額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得額の100分の2.4に相当する額	(1) 課税長期譲渡所得額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得額の100分の2.4に相当する額
(2) 課税長期譲渡所得額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額 ア 48万円 イ 当該課税長期譲渡所得額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する額	(2) 課税長期譲渡所得額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額 ア 48万円 イ 当該課税長期譲渡所得額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する額
2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。	2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。
3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
第23条から第39条まで 略 <u>附則(平成30年条例第4号)</u> <u>(施行期日)</u>	第23条から第39条まで 略

改正後	改正前
<p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中盛岡市市税条例附則第7条の2の2中第17項を第18項とし、第16項の次に1項を加える改正規定 公布の日</p> <p>(2) 第1条中盛岡市市税条例第84条を第84条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第85条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第86条、第87条、第88条第3項並びに第90条第1項及び第2項の改正規定並びに第6条の規定並びに附則第3条の規定 平成30年10月1日</p> <p>(3) 第1条中盛岡市市税条例第27条第1項の改正規定（同項第2号の改正規定を除く。）、同条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第38条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第22条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日</p> <p>(4) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成31年4月1日</p> <p>(5) 第2条中盛岡市市税条例第86条第3項の改正規定及び附則第4条の規定 平成31年10月1日</p> <p>(6) 第1条中盛岡市市税条例第26条第1項及び第3項並びに第45条の5第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(7) 第3条の規定及び附則第5条の規定 平成32年10月1日</p> <p>(8) 第1条中盛岡市市税条例第27条第1項第2号の改正規定、同条例第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）並びに同条例第36条の2及び第36条の5の改正規定並びに同条例附則第3条の4第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日</p> <p>(9) 第4条の規定及び附則第6条の規定 平成33年10月1日</p>	

改正後	改正前
<p>(10) 第5条の規定及び附則第7条の規定 平成34年10月1日 <u>（市民税に関する経過措置）</u></p> <p>第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2. 前条第8号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3. 第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）第26条第1項及び第3項並びに第45条の5第10項から第12項までの規定は、前条第6号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日に以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 <u>（市たばこ税に明記する経過措置）</u></p> <p>第3条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に既に、又は既すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>2. 平成30年10月1日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する充渡し又は同条例第2項に規定する充渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する充渡しを除く。附則第5条第2項及び第6条第2項において「充渡し等」という。）が行われた製造たばこ（盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3種品を除く。以下この項及び第7項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者（新条例第84条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下</p>	

改正後	改正前		
<p>同じ。) 又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号、附則第5条第2項及び第6条第2項において「所得税法等改正法」という。)附則第61条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを四日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を四目に小売販売業者に充り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該充り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>3. 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>4. 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年總理府令第23号、以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>5. 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののはか、盛岡市市税条例第16条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次表の左欄に掲げる固条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">第16条</td> <td style="width: 33.33%;">第90条第1項若しくは第2項</td> <td style="width: 33.33%;">盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第</td> </tr> </table>	第16条	第90条第1項若しくは第2項	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第
第16条	第90条第1項若しくは第2項	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第	

 |

改正後		改正前
		号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第3条第4項
第16条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第3条第3項
第16条第3号	第74条の5第1項の申告書、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第3条第4項の納期限
第90条第4項	施行規則第24号の2様式又は第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
第90条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第3条第4項
第92条の2第1項	第90条第1項又は第2項 当該各項	平成30年改正条例附則第3条第3項 同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第3条第4項
6.	平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間ににおける前項の規定の適用については、同項の表中「第74条の5第1項の申告書、第90条第1項」とあるのは、「第90条第1項」とする。	
7.	卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に充り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの	

改正後	改正前
<p>返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、盛岡市市税条例第91条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された。又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は添付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第8項までの規定により提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	

【第2条】盛岡市市税条例 新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 <u>平成30年6月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第85条の2まで 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第86条 たばこ税の課税標準は、第84条の2第1項の充渡し又は同条第2項の充渡し若しくは消費等(以下この条及び第90条において「充渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 突き用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>100分の60</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>100分の40</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>100分の20</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数</p>	区分	重量	1 突き用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第85条の2まで 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第86条 たばこ税の課税標準は、第84条の2第1項の充渡し又は同条第2項の充渡し若しくは消費等(以下この条及び第90条において「充渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 突き用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>100分の80</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>100分の40</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>100分の20</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数</p>	区分	重量	1 突き用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム
区分	重量																												
1 突き用の製造たばこ																													
ア 葉巻たばこ	1グラム																												
イ パイプたばこ	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												
区分	重量																												
1 突き用の製造たばこ																													
ア 葉巻たばこ	1グラム																												
イ パイプたばこ	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												

改正後	改正前
合計数によるものとする。	の合計数によるものとする。
(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法	(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法	(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法	(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
ア 充渡し等の時における小充定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小充定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小充定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）	ア 充渡し等の時における小充定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小充定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小充定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）
イ アに掲げるものの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額	イ アに掲げるものの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額
4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計	4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計

改正後	改正前
し。その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	し。その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
6 前2項の計算に關し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	6 前2項の計算に關し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
8 前項の計算に關し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	8 前項の計算に關し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。	10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。
第87条から第150条まで 略	第87条から第150条まで 略
附 則	附 則
第1条から第7条の2まで 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	第1条から第7条の2まで 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、2分の1と	第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、2分の1と

改正後	改正前
する。	する。
2 法附則第15条第2項第2号に規定する割合は、2分の1とする。	2 法附則第15条第2項第2号に規定する割合は、2分の1とする。
3 法附則第15条第2項第6号に規定する割合は、4分の3とする。	3 法附則第15条第2項第6号に規定する割合は、4分の3とする。
4 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。	4 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。
5 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。	5 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。
6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。	6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。
7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。	7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。
8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。	8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。
9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。	9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。
10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。	10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。
11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。	11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。
12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。
13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。	13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。
14 法附則第15条第37項に規定する割合は、3分の2とする。	14 法附則第15条第37項に規定する割合は、3分の2とする。
15 法附則第15条第43項に規定する割合は、3分の1とする。	15 法附則第15条第43項に規定する割合は、3分の1とする。
16 法附則第15条第44項に規定する割合は、3分の2とする。	16 法附則第15条第44項に規定する割合は、3分の2とする。
17 法附則第15条第45項に規定する割合は、零とする。	17 法附則第15条第45項に規定する割合は、零とする。
18 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。	18 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。

改正後	改正前
第7条の3から第15条の2まで 略 (既存規定)	第7条の3から第15条の2まで 略 (既存規定)
第15条の3 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第31項、第42項、 <u>第43項</u> 若しくは <u>第44項</u> 又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	第15条の3 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第31項、第42項、 <u>第44項</u> 若しくは <u>第45項</u> 又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。
第16条から第39条まで 略 <u>附 則(平成30年条例第 1号)</u> (施行期日)	第16条から第39条まで 略
第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条中盛岡市市税条例第7条の2の2中第17項を第18項とし、第16項の次に1項を加える改正規定 公布の日 (2) 第1条中盛岡市市税条例第84条を第84条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定 同条例第85条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第86条、第87条、第88条第3項並びに第89条第1項及び第2項の改正規定並びに第8条の規定並びに附則第8条の規定 平成30年10月1日 (3) 第1条中盛岡市市税条例第27条第1項の改正規定(同項第2号の改正規定を除く。)、同条例第2項の改正規定(「被除對象配信者」を「回生計配信者」に改める部分に限る。)及び同条例第38条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第22条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日 (4) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成31年4月1日 (5) 第2条中盛岡市市税条例第86条第3項の改正規定及び附則第4条の規定 平成31年10月1日	第1条この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 第15条の3 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第31項、第42項、 <u>第43項</u> 若しくは <u>第45項</u> 又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 第16条から第39条まで 略

改正後	改正前
<p>(6) 第1条中盛岡市市税条例第26条第1項及び第3項並びに第45条の5第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(7) 第3条の規定及び附則第5条の規定 平成32年10月1日</p> <p>(8) 第1条中盛岡市市税条例第27条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（「核除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）並びに同条例第36条の2及び第36条の6の改正規定並びに同条例附則第3条の4第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日</p> <p>(9) 第4条の規定及び附則第6条の規定 平成33年10月1日</p> <p>(10) 第5条の規定及び附則第7条の規定 平成34年10月1日</p> <p>第4条 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。</p>	

【第3条】盛岡市市税条例 新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 <u>平成30年6月 日条例第 1号</u></p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第85条の2まで 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第86条 たばこ税の課税標準は、第84条の2第1項の充渡し又は同条第2項の充渡し若しくは消費等（以下この条及び第90条において「充渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 紙巻たばこ</td> <td style="text-align: center;">1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td style="text-align: center;">1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td style="text-align: center;">2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td style="text-align: center;">2グラム</td> </tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td> <td style="text-align: center;">2グラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>100分の40</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>100分の50</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>100分の60</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の</p>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 紙巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第85条の2まで 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第86条 たばこ税の課税標準は、第84条の2第1項の充渡し又は同条第2項の充渡し若しくは消費等（以下この条及び第90条において「充渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 紙巻たばこ</td> <td style="text-align: center;">1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td style="text-align: center;">1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td style="text-align: center;">2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td style="text-align: center;">2グラム</td> </tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td> <td style="text-align: center;">2グラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>100分の40</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>100分の50</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>100分の60</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の</p>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 紙巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
ア 紙巻たばこ	1グラム																												
イ パイプたばこ	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
ア 紙巻たばこ	1グラム																												
イ パイプたばこ	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												

改正後	改正前
合計数によるものとする。 (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法 (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア 充満し等の時における小充定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小充定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小充定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。） イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充満し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計	合計数によるものとする。 (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法 (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア 充満し等の時における小充定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小充定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小充定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。） イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充満し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

改正後	改正前
し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充満し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充満し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充満し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充満し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。	10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。
第87条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5.122円</u> とする。	第87条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5.692円</u> とする。
第88条から第150条まで 略	第88条から第150条まで 略
附 則 略	附 則 略
附 則（平成30年条例第1号）	
（施行期日）	

改正後	改正前
<p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中盛岡市市税条例附則第7条の2の2中第17項を第18項とし、第16項の次に1項を加える改正規定 公布の日</p> <p>(2) 第1条中盛岡市市税条例第84条を第84条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第85条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第86条、第87条、第88条第3項並びに第90条第1項及び第2項の改正規定並びに第6条の規定並びに附則第3条の規定 平成30年10月1日</p> <p>(3) 第1条中盛岡市市税条例第27条第1項の改正規定（同項第2号の改正規定を除く。）、同条例第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第38条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第22条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日</p> <p>(4) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成31年4月1日</p> <p>(5) 第2条中盛岡市市税条例第86条第3項の改正規定及び附則第4条の規定 平成31年10月1日</p> <p>(6) 第1条中盛岡市市税条例第26条第1項及び第3項並びに第45条の5第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(7) 第3条の規定及び附則第5条の規定 平成32年10月1日</p> <p>(8) 第1条中盛岡市市税条例第27条第1項第2号の改正規定、同条例第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）並びに同条例第36条の2及び第36条の5の改正規定並びに同条例附則第3条の4第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日</p> <p>(9) 第4条の規定及び附則第6条の規定 平成33年10月1日</p>	

改正後	改正前
<p>(10) 第5条の規定及び附則第7条の規定 平成34年10月1日</p> <p>第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>2 平成32年10月1日前に充満し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に充満したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該充満したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則一部を改正する省令（平成20年経済省令第25号。次条第3項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、盛岡市市税条例第16条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	

改正後			改正前
第16条	<u>第90条第1項若しくは第2項</u>	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第2号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第5条第4項	
第16条第2号	<u>第90条第1項若しくは第2項</u>	平成30年改正条例附則第5条第3項	
第16条第3号	<u>第74条の5第1項の申告書、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限</u>	平成30年改正条例附則第5条第4項の納期限	
第90条第4項	<u>施行規則第34号の2様式又は第34号の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年経済省令第25号)別記第2号様式	
第90条第5項	<u>第1項又は第2項</u>	平成30年改正条例附則第5条第4項	
第92条の2第1項	<u>第90条第1項又は第2項</u> 当該各項	平成30年改正条例附則第5条第3項 同項	
第93条第2項	<u>第90条第1項又は第2項</u>	平成30年改正条例附則第5条第4項	
6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市内の区域内に営業所の所在する小売販売業者に充り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、盛岡市市税条例			

改正後	改正前
例第91条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。	

【第4条】盛岡市市税条例 新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 <u>平成30年6月 日条例第 1号</u> 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第85条の2まで 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第86条 たばこ税の課税標準は、第84条の2第1項の充渡し又は同条第2項の充渡し若しくは消費等(以下この条及び第90条において「充渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">重量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td><td></td></tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td><td>1グラム</td></tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td><td>1グラム</td></tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td><td>2グラム</td></tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td><td>2グラム</td></tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td><td>2グラム</td></tr> </tbody> </table> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>100分の20</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>100分の80</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>100分の80</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の</p>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第85条の2まで 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第86条 たばこ税の課税標準は、第84条の2第1項の充渡し又は同条第2項の充渡し若しくは消費等(以下この条及び第90条において「充渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">重量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td><td></td></tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td><td>1グラム</td></tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td><td>1グラム</td></tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td><td>2グラム</td></tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td><td>2グラム</td></tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td><td>2グラム</td></tr> </tbody> </table> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>100分の40</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>100分の60</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>100分の60</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の</p>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
ア 葉巻たばこ	1グラム																												
イ パイプたばこ	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
ア 葉巻たばこ	1グラム																												
イ パイプたばこ	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												

改正後	改正前
合計数によるものとする。	合計数によるものとする。
(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法	(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法	(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法	(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法等一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
ア 充渡し等の時における小充定額(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小充定額をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小充定額に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)	ア 充渡し等の時における小充定額(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小充定額をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小充定額に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)
イ アに掲げるものの以外の加熱式たばこ たばこ税法 第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額	イ アに掲げるものの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額
4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計	4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計

改正後	改正前
し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充満し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充満し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
6 前2項の計算に關し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	6 前2項の計算に關し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充満し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充満し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
8 前項の計算に關し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	8 前項の計算に關し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。	10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。
第87条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,652円</u> とする。	第87条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,122円</u> とする。
第88条から第150条まで 略	第88条から第150条まで 略
附 則 略 附 則（平成30年条例第1号） <u>（施行期日）</u>	附 則 略

改正後	改正前
第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条中盛岡市市税条例附則第7条の2の2中第17項を第18項とし、第16項の次に1項を加える改正規定 公布の日 (2) 第1条中盛岡市市税条例第84条を第84条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第85条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第86条、第87条、第88条第3項並びに第90条第1項及び第2項の改正規定並びに第6条の規定並びに附則第3条の規定 平成30年10月1日 (3) 第1条中盛岡市市税条例第27条第1項の改正規定（同項第2号の改正規定を除く。）、同条例第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第38条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第22条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日 (4) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成31年4月1日 (5) 第2条中盛岡市市税条例第86条第3項の改正規定及び附則第4条の規定 平成31年10月1日 (6) 第1条中盛岡市市税条例第26条第1項及び第3項並びに第45条の5第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日 (7) 第3条の規定及び附則第5条の規定 平成32年10月1日 (8) 第1条中盛岡市市税条例第27条第1項第2号の改正規定、同条例第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）並びに同条例第36条の2及び第36条の5の改正規定並びに同条例附則第3条の4第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日 (9) 第4条の規定及び附則第6条の規定 平成33年10月1日	

改正後	改正前			
<p>(10) 第5条の規定及び附則第7条の規定 平成34年10月1日</p> <p>第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお前の例による。</p> <p>2. 平成33年10月1日前に充渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に充り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の賦税標準は、当該充り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>3. 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>4. 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>5. 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののか、盛岡市市税条例第16条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同条の中欄に掲げる字句は、それぞれ同条の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第16条</td> <td style="width: 10%;">第90条第1項若しくは第92条の2</td> <td style="width: 80%;">盛岡市市税条例等の一部を改</td> </tr> </table>	第16条	第90条第1項若しくは第92条の2	盛岡市市税条例等の一部を改	
第16条	第90条第1項若しくは第92条の2	盛岡市市税条例等の一部を改		

改正後	改正前
<u>は第2項</u>	正する条例（平成30年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第4項
<u>第16条第2号</u>	<u>第90条第1項若しくは第2項</u> 平成30年改正条例附則第6条第3項
<u>第16条第3号</u>	<u>第74条の5第1項の申告書、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限</u> 平成30年改正条例附則第6条第4項の納期限
<u>第90条第4項</u>	施行規則第34号の2様式又は第34号の2様式
<u>第90条第5項</u>	平成30年改正条例附則第6条第4項
<u>第92条の2第1項</u>	平成30年改正条例附則第6条第3項
<u>第93条第2項</u>	第90条第1項又は第2項 当該各号 同項
<u>第90条第1項又は第2項</u>	平成30年改正条例附則第6条第4項

6. 卸販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に充り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、盛岡市市税条例第91条の規定に従じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付さ

改正後	改正前
<p>れた、又は納付されるべき市たばこ課額に相当する金額に係る控除又は添付に併せて、当該卸販売業者等に係る市たばこ課額から控除し、又は当該卸販売業者等に還付する。この場合において、当該卸販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	

【第5条】盛岡市市税条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 <u>平成30年6月 日条例第 1号</u></p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第85条まで 略 (製造たばことみなす場合)</p> <p>第85条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）, 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者, 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により充渡し, 消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第86条 たばこ税の課税標準は、第84条の2第1項の充渡し又は同条第2項の充渡し若しくは消費等（以下この条及び第90条において「充渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定について</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第85条まで 略 (製造たばことみなす場合)</p> <p>第85条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）, 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者, 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により充渡し, 消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び第90条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第86条 たばこ税の課税標準は、第84条の2第1項の充渡し又は同条第2項の充渡し若しくは消費等（以下この条及び第90条において「充渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定について</p>

改正後		改正前																													
は、同様の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。		は、同様の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>重量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td><td></td></tr> <tr> <td>ア 紙巻たばこ</td><td>1グラム</td></tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td><td>1グラム</td></tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td><td>2グラム</td></tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td><td>2グラム</td></tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td><td>2グラム</td></tr> </tbody> </table>		区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 紙巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>重量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td><td></td></tr> <tr> <td>ア 紙巻たばこ</td><td>1グラム</td></tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td><td>1グラム</td></tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td><td>2グラム</td></tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td><td>2グラム</td></tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td><td>2グラム</td></tr> </tbody> </table>		区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 紙巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム
区分	重量																														
1 喫煙用の製造たばこ																															
ア 紙巻たばこ	1グラム																														
イ パイプたばこ	1グラム																														
ウ 刻みたばこ	2グラム																														
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																														
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																														
区分	重量																														
1 喫煙用の製造たばこ																															
ア 紙巻たばこ	1グラム																														
イ パイプたばこ	1グラム																														
ウ 刻みたばこ	2グラム																														
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																														
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																														
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した		3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の20を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の80を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の80を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。																													
		<p>(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5</p>																													

改正後		改正前	
本に換算する方法		本に換算する方法	
ア 充渡し等の時における小充定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小充定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小充定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）		ア 充渡し等の時における小充定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小充定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小充定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）	
イ アに掲げるものの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額		イ アに掲げるものの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額	
4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合		第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	
5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。		5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	
6 前2項の計算に關し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。		6 前2項の計算に關し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	
7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。		7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、充渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	

改正後	改正前
8 前項の計算に關し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第8項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1錢未満の燐数がある場合には、その燐数を切り捨てるものとする。	8 前項の計算に關し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第8項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1錢未満の燐数がある場合には、その燐数を切り捨てるものとする。
9 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。 第87条から第150条まで 略 附 則 略 <u>附 則(平成30年条例第 号)</u> <u>(施行期日)</u>	9 第8項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の燐数がある場合には、その燐数を切り捨てるものとする。 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。 第87条から第150条まで 略 附 則 略
第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条中盛岡市市税条例附則第7条の2の2中第17項を第18項とし、第16項の次に1項を加える改正規定 公布の日 (2) 第1条中盛岡市市税条例第84条を第84条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第85条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第86条、第87条、第88条第3項並びに第90条第1項及び第2項の改正規定並びに第6条の規定並びに附則第3条の規定 平成30年10月1日 (3) 第1条中盛岡市市税条例第27条第1項の改正規定（同項第2号の改正規定を除く。）、同項第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第38条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第22条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日 (4) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成31年4月1日	

改正後	改正前
(5) 第2条中盛岡市市税条例第86条第3項の改正規定及び附則第4条の規定 平成31年10月1日	
(6) 第1条中盛岡市市税条例第26条第1項及び第3項並びに第45条の5第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日	
(7) 第8条の規定及び附則第5条の規定 平成32年10月1日	
(8) 第1条中盛岡市市税条例第27条第1項第2号の改正規定、同條第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）並びに同条例第38条の2及び第38条の5の改正規定並びに同条例附則第3条の4第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日	
(9) 第4条の規定及び附則第6条の規定 平成33年10月1日	
(10) 第5条の規定及び附則第7条の規定 平成34年10月1日	
第7条 附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税についても、なお従前の例による。	

【第6条】盛岡市市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 <u>平成30年6月1日条例第1号</u> 盛岡市市税条例 附 則（平成27年条例第28号） 改正 略 第1条から第4条まで 略 (市たばこ税に関する経過措置) 第5条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第14条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する充渡し又は同条第2項に規定する充渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>盛岡市市税条例第87条</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき 2,925円 (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき 3,355円 (3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき 4,000円 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第90条第1項から第4項までの規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 盛岡市市税条例 附 則（平成27年条例第28号） 改正 略 第1条から第4条まで 略 (市たばこ税に関する経過措置) 第5条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第14条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する充渡し又は同条第2項に規定する充渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例第87条</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき 2,925円 (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき 3,355円 (3) 平成30年4月1日から<u>平成31年8月31日</u>まで 1,000本につき 4,000円 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第90条第1項から第4項までの規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

改正後	改正前
<p>第90条第1項 施行規則第34号の2様 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式</p>	<p>第90条第1項 施行規則第34号の2様 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式</p>
<p>第90条第2項 施行規則第34号の2の平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式</p>	<p>第90条第2項 施行規則第34号の2の平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式</p>
<p>第90条第3項 施行規則第34号の2の平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式</p>	<p>第90条第3項 施行規則第34号の2の平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式</p>
<p>第90条第4項 施行規則第34号の2様 平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式</p>	<p>第90条第4項 施行規則第34号の2様 平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式</p>
<p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する充渡し又は同条第2項に規定する充渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する充渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>盛岡市市税条例第84条の2第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同</p>	<p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する充渡し又は同条第2項に規定する充渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する充渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例第84条第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同</p>

改正後	改正前																		
日に小売販売業者に充り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該充り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。	日に小売販売業者に充り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該充り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。																		
5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第20条第4項の申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。	5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第20条第4項の申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。																		
6 前項の規定による申告書を提出した者は、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって、平成28年9月30日までに納付しなければならない。	前項の規定による申告書を提出した者は、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって、平成28年9月30日までに納付しなければならない。																		
7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、盛岡市市税条例第16条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、盛岡市市税条例第16条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第16条</td> <td>第90条第1項若しくは第2項、</td> <td>盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第28号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第5条第6項、</td> </tr> <tr> <td>第16条第2号</td> <td>第90条第1項若しくは第2項</td> <td>第平成27年改正条例附則第5条第5項</td> </tr> <tr> <td>第16条第3号</td> <td>第90条第1項若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限</td> <td>第平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限</td> </tr> </table>	第16条	第90条第1項若しくは第2項、	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第28号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第5条第6項、	第16条第2号	第90条第1項若しくは第2項	第平成27年改正条例附則第5条第5項	第16条第3号	第90条第1項若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限	第平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第16条</td> <td>第90条第1項若しくは第2項、</td> <td>盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第28号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第5条第6項、</td> </tr> <tr> <td>第16条第2号</td> <td>第90条第1項若しくは第2項</td> <td>第平成27年改正条例附則第5条第5項</td> </tr> <tr> <td>第16条第3号</td> <td>第90条第1項若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限</td> <td>第平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限</td> </tr> </table>	第16条	第90条第1項若しくは第2項、	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第28号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第5条第6項、	第16条第2号	第90条第1項若しくは第2項	第平成27年改正条例附則第5条第5項	第16条第3号	第90条第1項若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限	第平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第16条	第90条第1項若しくは第2項、	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第28号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第5条第6項、																	
第16条第2号	第90条第1項若しくは第2項	第平成27年改正条例附則第5条第5項																	
第16条第3号	第90条第1項若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限	第平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限																	
第16条	第90条第1項若しくは第2項、	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第28号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第5条第6項、																	
第16条第2号	第90条第1項若しくは第2項	第平成27年改正条例附則第5条第5項																	
第16条第3号	第90条第1項若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限	第平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限																	

改正後	改正前
第90条第4項 施行規則第34号の2様式地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第20条第4項の規定	第90条第4項 施行規則第34号の2様式地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第20条第4項の規定
第90条第5項 第1項又は第2項 平成27年改正条例附則第5条第6項	第90条第5項 第1項又は第2項 平成27年改正条例附則第5条第6項
第92条の2第1項 第90条第1項又は第2項 平成27年改正条例附則第5条第5項 当該各項 同項	第92条の2第1項 第90条第1項又は第2項 平成27年改正条例附則第5条第5項 当該各項 同項
第93条第2項 第90条第1項又は第2項 平成27年改正条例附則第5条第6項	第93条第2項 第90条第1項又は第2項 平成27年改正条例附則第5条第6項
8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に充り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第91条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。	8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に充り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第91条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する充渡し又は同条第2項に規定する充渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造	9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する充渡し又は同条第2項に規定する充渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造

改正後			改正前		
たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に充り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該充り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。			たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に充り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該充り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。		
10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第5項	前項	第9項	第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項		附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日		平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日	第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外第4項の部分	第9項の表	第9項の表	第7項の表以外第4項の部分	第9項の表	第9項の表
から前項まで	、第5項及び前項	、第5項及び前項	から前項まで	、第5項及び前項	、第5項及び前項
第7項の表第16附則第5条第6項の項	附則第5条第10項において準用する同条第6項	第7項の表第16附則第5条第6項の項	附則第5条第10項において準用する同条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第16附則第5条第5項第2号の項	附則第5条第10項において準用する同条第5項	第7項の表第16附則第5条第5項第2号の項	附則第5条第10項において準用する同条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第16附則第5条第6項第3号の項	附則第5条第10項において準用する同条第6項	第7項の表第16附則第5条第6項第3号の項	附則第5条第10項において準用する同条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第90附則第20条第4項の項	附則第20条第10項において準用する同条第4項	第7項の表第90附則第20条第4項の項	附則第20条第10項において準用する同条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項

改正後			改正前		
第7項の表第90附則第5条第6項の5項の項			第7項の表第90附則第5条第6項の5項の項		
第7項の表第92附則第5条第5項の2第1項の項			第7項の表第92附則第5条第5項の2第1項の項		
第7項の表第93附則第5条第6項の2項の項			第7項の表第93附則第5条第6項の2項の項		
第8項 第4項 第9項			第8項 第4項 第9項		
11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する充渡し又は同条第2項に規定する充渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に充り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該充り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。			11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する充渡し又は同条第2項に規定する充渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に充り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該充り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。		
12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第5項	前項	第11項	第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において		附則第20条第4項	附則第20条第12項において

改正後			改正前		
		て準用する同条第4項			て準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日		平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日	第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項のから前項まで	第11項の第5項及び前項	第7項の表以外の部分	第4項のから前項まで	第11項の第5項及び前項
第7項の表第16附則第5条第6項の項		附則第5条第12項において準用する同条第6項	第7項の表第16附則第5条第6項の項		附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第16附則第5条第5項の項		附則第5条第12項において準用する同条第5項	第7項の表第16附則第5条第5項の項		附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第16附則第5条第6項の項		附則第5条第12項において準用する同条第6項	第7項の表第16附則第5条第6項の項		附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第90附則第20条第4項の項		附則第20条第12項において準用する同条第4項	第7項の表第90附則第5条第6項の項		附則第5条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第90附則第5条第5項の項		附則第5条第12項において準用する同条第5項	第7項の表第90附則第5条第6項の項		附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第92附則第5条第5項の項		附則第5条第12項において準用する同条第5項	第7項の表第92附則第5条第5項の項		附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第93附則第5条第6項の項		附則第5条第12項において準用する同条第6項	第7項の表第93附則第5条第6項の項		附則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項	第8項	第4項	第11項

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する完渡し又は同条第2項に規定する完渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する完渡し又は同条第2項に規定する完渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改正後		
たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に完り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該完り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。	たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に完り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該完り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,282円とする。	

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改正前		
たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に完り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該完り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。	たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に完り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該完り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,282円とする。	

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日
第7項の表以外の部分	第4項のから前項まで	第13項の第5項及び前項
第7項の表第16附則第5条第6項の項		附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第16附則第5条第5項の項		附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第16附則第5条第6項の項		附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第90附則第20条第4項の項		附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第90附則第5条第6項の項		附則第5条第14項において準用する同条第6項

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項のから前項まで	第13項の第5項及び前項
第7項の表第16附則第5条第6項の項		附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第16附則第5条第5項の項		附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第16附則第5条第6項の項		附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第90附則第20条第4項の項		附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第90附則第5条第6項の項		附則第5条第14項において準用する同条第6項

改正後			改正前		
第7項の表第92附則第5条第5項 条の2第1項の項		附則第5条第14項において準用する同条第5項	第7項の表第92附則第5条第5項 条の2第1項の項		附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第93附則第5条第6項 条第2項の項		附則第5条第14項において準用する同条第6項	第7項の表第93附則第5条第6項 条第2項の項		附則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項 第4項		第13項	第8項 第4項		第13項
第6条から第7条まで 略					
<u>附 則（平成30年条例第 号）</u>					
(施行期日)					
第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。					
(1) 第1条中盛岡市市税条例附則第7条の2の2中第17項を第18項とし、第16項の次に1項を加える改正規定 公布の日					
(2) 第1条中盛岡市市税条例第84条を第84条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第85条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第86条、第87条、第88条第3項並びに第89条第1項及び第2項の改正規定並びに第6条の規定並びに附則第3条の規定 平成30年10月1日					
(3) 第1条中盛岡市市税条例第27条第1項の改正規定（同項第2号の改正規定を除く。） 同条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第38条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第22条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日					
(4) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成31年4月1日					
(5) 第2条中盛岡市市税条例第86条第3項の改正規定及び附則第4条の規定 平成31年10月1日					
(6) 第1条中盛岡市市税条例第26条第1項及び第3項並びに第45条の5					

改正後		改正前
第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日		
(7) 第3条の規定及び附則第5条の規定 平成32年10月1日		
(8) 第1条中盛岡市市税条例第27条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）並びに同条例第36条の2及び第36条の5の改正規定並びに同条例附則第3条の4第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日		
(9) 第4条の規定及び附則第6条の規定 平成33年10月1日		
(10) 第5条の規定及び附則第7条の規定 平成34年10月1日		

議案第 70 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山二丁目アパート4号館を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

別表から市営青山二丁目アパート4号館を削る。

3 施行期日

平成30年8月1日

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正略 <u>平成30年8月1日条例第号</u>					○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正略				
盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 目次、第1条及び第2条 略 (設置)					盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 目次、第1条及び第2条 略 (設置)				
第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第69条まで 略 附則 略 <u>附則(平成30年条例第号)</u> <u>この条例は、平成30年8月1日から施行する。</u>					第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第69条まで 略 附則 略				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
名称	位置	棟(しゆん) 工年度	戸数	構造	名称	位置	棟(しゆん) 工年度	戸数	構造
略					略				
市営青山二丁目ア パート1号館	盛岡市青山二丁目	平30	32 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)		市営青山二丁目ア パート1号館	盛岡市青山二丁目	平30	32 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	
市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁目	昭47	24	中層耐火4階	市営青山二丁目ア パート4号館	盛岡市青山二丁目	昭48	32	中層耐火5階

改正後					改正前				
パート5号館	目			建	パート5号館	目			建
市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁目	昭48	24	中層耐火4階 建	市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁目	昭48	24	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート2号館	盛岡市青山三丁目	平29	32 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)		市営青山三丁目ア パート2号館	盛岡市青山三丁目	平29	32 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	
市営青山三丁目ア パート3号館	盛岡市青山三丁目	平28	36 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)		市営青山三丁目ア パート3号館	盛岡市青山三丁目	平28	36 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	
市営青山三丁目ア パート4号館	盛岡市青山三丁目	平27	36 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)		市営青山三丁目ア パート4号館	盛岡市青山三丁目	平27	36 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	
市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁目	平26	48 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)		市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁目	平26	48 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	
市営青山三丁目ア パート17号館	盛岡市青山三丁目	昭47	45	中層耐火5階 建	市営青山三丁目ア パート17号館	盛岡市青山三丁目	昭47	45	中層耐火5階 建
略					略				

議案第 81 号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）が平成30年3月22日に公布され、当該省令等で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を市の基準として定めるため、盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）の一部を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づく専決処分により改正したものである。

2 改正の内容

(1) 総則

指定地域密着型サービスの指定の申請を行うことができる者について、看護小規模多機能型居宅介護の指定の申請にあっては病床を有する診療所を開設している者も申請可能とするもの。

(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ア 訪問介護員等の定義における政令で定める者を、介護職員初任者研修課程を修了した者に限ることとするもの。

イ その他文言の整理

(3) 指定夜間対応型訪問介護

訪問介護員等の定義における政令で定める者を、介護職員初任者研修課程を修了した者に限ることとするもの。

(4) 指定認知症対応型通所介護

単独型指定認知症対応型通所介護の定義において、併設施設を説明する文言を整理するもの。

3 施行期日

平成30年4月1日

盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第64号 改正 略 <u>平成30年3月30日条例第30号</u> 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 目次並びに第1条及び第2条 略 (指定地域密着型サービス事業者の要件) 第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。 2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。 第4条及び第5条 略 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 第6条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者(省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。) (2) あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を</p>	<p>○盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第64号 改正 略 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 目次並びに第1条及び第2条 略 (指定地域密着型サービス事業者の要件) 第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。 2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人</p>

改正後	改正前
<p>基に相談援助を行うサービス又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。)による対応の要否等を判断するサービス(以下この章において「随時対応サービス」という。)</p> <p>(3) 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話(以下この章において「随時訪問サービス」という。)</p> <p>(4) 法第8条第15項第1号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助(以下この章において「訪問看護サービス」という。)</p> <p>第7条から第16条まで 略 (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>省令 第65条の4各号</u>のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>第18条から第46条まで 略 (指定夜間対応型訪問介護)</p> <p>第47条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「定期巡回サービス」という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報</p>	<p>基に相談援助を行うサービス又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。)による対応の要否等を判断するサービス(以下この章において「随時対応サービス」という。)</p> <p>(3) 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話(以下この章において「随時訪問サービス」という。)</p> <p>(4) 法第8条第15項第1号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助(以下この章において「訪問看護サービス」という。)</p> <p>第7条から第16条まで 略 (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第65条の4各号</u>のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>第18条から第46条まで 略 (指定夜間対応型訪問介護)</p> <p>第47条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「定期巡回サービス」という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報</p>

改正後	改正前
<p>を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。））をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。</p> <p>2 オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に1箇所以上設置しなければならない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。</p> <p>第48条から第61条まで 略 (従業者の員数)</p> <p>第62条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所_____において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。</p> <p>(1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数</p> <p>(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数</p> <p>(3) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。</p> <p>3 第1項第2号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。</p>	<p>を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者_____）をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。</p> <p>2 オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に1箇所以上設置しなければならない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。</p> <p>第48条から第61条まで 略 (従業者の員数)</p> <p>第62条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所_____において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。</p> <p>(1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数</p> <p>(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数</p> <p>(3) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。</p> <p>3 第1項第2号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>「看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。</p> <p>(1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数</p> <p>(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数</p> <p>(3) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。</p> <p>3 第1項第2号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。</p>	<p>「看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。</p> <p>(1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数</p> <p>(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数</p> <p>(3) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。</p> <p>3 第1項第2号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>4 前各項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者、以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第64条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。</p> <p>5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6 第1項第1号の生活相談員、同項第2号の看護職員及び同号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認</p>	<p>4 前各項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者、以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第64条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。</p> <p>5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6 第1項第1号の生活相談員、同項第2号の看護職員及び同号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認</p>

改正後	改正前
<p>知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第63条から第204条まで 略 <u>附 則 略</u> <u>附 則（平成30年条例第30号）</u> この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第63条から第204条まで 略 <u>附 則 略</u></p>

議案第 82 号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号）の一部改正に伴い、必要な規定の整備をしたものである。

2 改正の内容

地域包括支援センターに配置する主任介護支援専門員の資格については、平成28年度に更新研修（5年ごと）が導入され、この際、経過措置として平成26年度までに資格取得した者は、経過措置期間内に更新研修を修了した場合は、それ以前に必要とされた更新研修についても修了したものとみなすとしていた。

今回の改正により、経過措置期間内に更新研修を修了しなかった場合についても、経過措置期間までは、必要とされた更新研修を修了したものとみなすこととしたもの。

改正前	改正後
平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者については、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあっては、 <u>平成32年3月31日</u> ）までに更新研修を修了した場合には、主任介護支援専門員更新研修を修了した者とみなす。	平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者については、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあっては、 <u>平成32年3月31日</u> ）までの間は、主任介護支援専門員更新研修を修了した者とみなす。

3 施行期日

平成30年4月1日

盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

改正後		改正前	
担当する区域の第1号被保険者の数	職員及びその員数	担当する区域の第1号被保険者の数	職員及びその員数
おおむね6,000人以上 8,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同項各号に掲げる者のうちいずれか1人	おおむね6,000人以上 8,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同項各号に掲げる者のうちいずれか1人
おおむね8,000人以上 万人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同項各号に掲げる者のうちいずれか2人	おおむね8,000人以上 万人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同項各号に掲げる者のうちいずれか2人
おおむね1万人以上 2万,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者それぞれ2人	おおむね1万人以上 2万,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者それぞれ2人
3 前2項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案し、法第117条第2項第1号の規定により市が定める区域の一部の区域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると盛岡市地域包括支援センター運営協議会において認められ、かつ、当該一部の区域の第1号被保険者の数が当該年度の前年度の7月1日においておおむね3,000人未満である場合には、当該地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数については、次表の左欄に掲げる同日における担当する区域の第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に定めるところによることができる。			
担当する区域の第1号被保険者の数	職員及びその員数	担当する区域の第1号被保険者の数	職員及びその員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうち1人又は2人	おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうち1人又は2人
おおむね1,000人以上	第1項各号に掲げる者のうち2人。ただし、	おおむね1,000人以上	第1項各号に掲げる者のうち2人。ただし、

改正後		改正前	
2,000人未満	1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。	2,000人未満	1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のうちいずれか1人	おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のうちいずれか1人
第3条及び第4条 略			
<p>附 則 略</p> <p>附 則（平成29年条例第32号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）については</p> <p>_____，平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあっては、平成32年3月31日）までの間は</p> <p>_____，改正後の盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第3号に規定する_____修了日から起算して5年を経過するとの日までに主任介護支援専門員更新研修（同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）を修了した者とみなす。</p> <p>3 前項の規定により当該修了日から起算して5年を経過するとの日までに主任介護支援専門員更新研修を修了した者とみなされた平成26年度以前</p>			

改正後		改正前	
修了者について、初回更新研修（当該平成26年度以前修了者が受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）を修了した日以後において新条例第2条第1項第3号の規定を適用する場合には、同号中「当該主任介護支援専門員研修」とあるのは「当該介護支援専門員が受ける同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修のうち最初のもの」とする。	4 前項の規定は、当該平成26年度以前修了者が、初回更新研修を修了した日から起算して5年を経過するとの日までに主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第2条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。	修了者について、初回更新研修_____を修了した日以後において新条例第2条第1項第3号の規定を適用する場合には、同号中「当該主任介護支援専門員研修」とあるのは「当該介護支援専門員が受ける同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修のうち最初のもの」とする。	4 前項の規定は、当該平成26年度以前修了者が、初回更新研修を修了した日から起算して5年を経過するとの日までに主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第2条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。

議案第 83 号

専決処分につき承認を求ることについて（盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）の公布に伴い、必要な規定の整備をしたものである。

2 改正の内容

- (1) 放課後児童健全育成事業所に配置される放課後児童支援員に該当する者の要件の一部を次とおり改める。

改正前	改正後
学校教育法第1条の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

- (2) 放課後児童健全育成事業所に配置される放課後児童支援員に該当する者の要件に次の要件を加える。

5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適當と認めたもの

3 施行期日

平成30年4月1日

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第37号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">平成26年9月30日条例第34号</p> <p>盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第9条まで 略 (職員の配置)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業所において利用者の支援を行う者をいう。以下この条において同じ。）を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの (4) 教育機関免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状</p>	<p>○盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第37号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第9条まで 略 (職員の配置)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業所において利用者の支援を行う者をいう。以下この条において同じ。）を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの (4) <u>学校教育法第1条の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等</u></p>

改正後	改正前
<p>_____を有する者</p> <p>(5) 学校教育法第1条の大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 学校教育法第1条の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法第97条の大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第11条から第22条まで 略</p>	<p><u>学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法第1条の大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 学校教育法第1条の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法第97条の大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第11条から第22条まで 略</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備等法」という。）の施行の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に整備等法第6条の規定による改正前の児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている者が、施行日から起算して3月以内に整備等法第6条の規定による改正後の児童福祉法第34条の8第2項の規定による届出をした場合においては、当分の間、第9条第2項及び第10条第4項の規定は、適用しないことができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する届出をした者が当該届出をした日以後に、放課後児童健全育成事業所の専用区画を移転し、又は放課後児童健全育成事業所の専用区画を増築し、若しくは改築した場合においては、同項の規定は、適用しない。</p> <p>4 施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用について、同項中「者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの」とあるのは、「者」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成28年条例第31号）</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成30年条例第34号）</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備等法」という。）の施行の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に整備等法第6条の規定による改正前の児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている者が、施行日から起算して3月以内に整備等法第6条の規定による改正後の児童福祉法第34条の8第2項の規定による届出をした場合においては、当分の間、第9条第2項及び第10条第4項の規定は、適用しないことができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する届出をした者が当該届出をした日以後に、放課後児童健全育成事業所の専用区画を移転し、又は放課後児童健全育成事業所の専用区画を増築し、若しくは改築した場合においては、同項の規定は、適用しない。</p> <p>4 施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用について、同項中「者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの」とあるのは、「者」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成28年条例第31号）</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>

財政部 市民税課
資産税課
納税課
市民部 健康保険課

議案第 84 号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市市税条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

第 196回通常国会において「地方税法等の一部を改正する法律」が可決、成立し公布されたことに伴い、盛岡市市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定に基づく専決処分により改正したものである。

2 改正の内容

(1) 法人市民税関係

ア 国内に本店や支店等を有する法人の申告納付において、外国関係会社等を有する場合、当該外国関係会社等に係る課税対象金額に対応するものとして計算した控除対象所得税額等相当額を申告納付すべき法人税割額（市町村民税）から控除することについて、規定の整備を行う。

イ 法人市民税に係る納期限の延長を認められた法人の延滞金の算定期間について、当初申告した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち、当初申告書に係る税額に達するまでの部分については、当初申告書の納期限の翌日から増額更正等の通知が発せられた日までの期間を控除して計算する。

(2) 固定資産税・都市計画税関係

ア 土地に係る現行の負担調整措置の適用期限を平成32年度まで3年延長する。

イ バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の適用に係る申告手続きを定める。

ウ 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）として次の(ア)から(イ)までに掲げる固定資産に係る課税標準となるべき価格に乘じる特例割合を次のとおりとする。

(ア) 公害防止用設備のうち水質汚濁防止法による汚水又は廃液の処理施設については、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において条例で定める割合とされることから、これを2分の1とする。

(イ) 再生可能エネルギー発電設備のうち出力が 1,000キロワット以上の特定太陽光発電設備及び出力が20キロワット未満の特定風力発電設備については、4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下の範囲内において条例で定める割合とされることから、これを4分の

3とする。

(ウ) 再生可能エネルギー発電設備のうち出力が5,000キロワット以上の特定水力発電設備、出力が1,000キロワット未満の特定地熱発電設備及び出力が1万キロワット以上の特定バイオマス発電設備については、3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定める割合とされることから、これを3分の2とする。

(3) 国民健康保険税関係

ア 基礎課税額に係る課税限度額を次のとおり引き上げる。

区分	改正前	改正後
基礎課税額（医療給付費等分）	54万円	<u>58万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	19万円	変更なし
介護納付金課税額	16万円	変更なし

イ 低所得者に対する保険税（均等割・平等割額）軽減対象世帯の範囲を次のとおり拡大する。

軽減の割合	前年所得	
	改正前	改正後
7割軽減	33万円	変更なし
5割軽減	33万円 + (27万円×被保険者数)	33万円 + (27.5万円×被保険者数)
2割軽減	33万円 + (49万円×被保険者数)	33万円 + (50万円×被保険者数)

※5割・2割軽減の判定所得について、世帯員一人につき加算する額を引き上げる。

(4) その他

所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

平成30年4月1日

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 路 <u>平成30年3月31日条例第35号</u></p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第37条まで 路 (市民税の申告等)</p> <p>第38条 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。), 小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地賦保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて総損失控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは総損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長が定める。</p> <p>3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、総損失控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは総損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合は、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は総損失の金額がある場合は、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p> <p>6 第26条第1項第1号に掲げる者は、第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合は、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合は、</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 路</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第37条まで 路 (市民税の申告等)</p> <p>第38条 第26条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。), 小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地賦保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて総損失控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは総損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定によつて申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により市長が定める。</p> <p>3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、総損失控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは総損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合は、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は総損失の金額がある場合は、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。</p> <p>6 第26条第1項第1号の者は、第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合は、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合は、</p>

改正後	改正前
<p>定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長が定める。</p> <p>3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、総損失控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは総損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合は、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は総損失の金額がある場合は、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p> <p>6 第26条第1項第1号の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合は、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合は、</p>	<p>定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定によつて申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により市長が定める。</p> <p>3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、総損失控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは総損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合は、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は総損失の金額がある場合は、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。</p> <p>6 第26条第1項第1号の者は、第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合は、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合は、</p>

改正後	改正前
第26条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。	第26条第1項第1号の者うち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には	8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては
第26条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家庭敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。	第26条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家庭敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には 新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は家庭敷の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。	9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第26条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は家庭敷の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。
第38条の2から第45条の4の2まで 略	第38条の2から第45条の4の2まで 略
第45条の4の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項）の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第1項において「年金保険者」という。）とする。	第45条の4の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項）の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。
第45条の4の4 略 (年金所得に係る仮特別徴収税額等)	第45条の4の4 略 (年金所得に係る仮特別徴収税額等)
第45条の4の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所	第45条の4の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所

改正後	改正前
得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。	得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。
2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第45条の4の2第1項の規定の適用がある場合における同項並びに第45条の4の3及び前条の規定の適用にあつては、第45条の4の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第45条の4の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第2項の規定は、適用しない。	2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第45条の4の2第1項の規定の適用がある場合における同項並びに第45条の4の3及び前条の規定の適用にあつては、第45条の4の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第45条の4の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第2項の規定は、適用しない。
3 第45条の4の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第45条の4の3中「前条第1項」とあるのは「第45条の4の5第1項」と、「年金保険者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。	3 第45条の4の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第45条の4の3中「前条第1項」とあるのは「第45条の4の5第1項」と、「年金保険者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。
第45条の4の6 略 (法人の市民税の申告納付)	第45条の4の6 略 (法人の市民税の申告納付)

改正後	改正前
第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。	第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
4 内国法人 又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
5 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。 <u>第7項第1号</u> において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）まで	第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

改正後	改正前
の期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。	の期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
7 第5項の場合において、法第321条の8第22項の申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に遡するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	第3項の場合において、法第321条の8第22項の申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に遡するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

改正後	改正前
<p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正によるものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</p>	<p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正によるものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</p>
<p>8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p>	<p>6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p>
<p>9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連絡完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連絡完全支配関係をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第45条の6及び第45条の7の2第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p>	<p>7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連絡完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連絡完全支配関係をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第45条の6及び第45条の7の2第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p>

改正後	改正前
<p><u>7の2第4項において同じ。）に限り。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限り。第45条の7の2第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</u></p> <p><u>第45条の6及び第45条の7 略 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</u></p> <p><u>第45条の7の2 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るもの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 第45条の5第7項の規定は、前項の延滞金額について適用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかるわらず、次に掲げる期間（併せてその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第2項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税について、第1号に掲げる期間に限る。）」であるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過し</u></p>	<p><u>7の2第2項において同じ。）に限り。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限り。第45条の7の2第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</u></p> <p><u>第45条の6及び第45条の7 略 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</u></p> <p><u>第45条の7の2 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るもの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>日より前である場合には、同日）から第45条の7の2第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 第45条の6第4項の規定は、第1項の延滞金額について適用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（<u>併せその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）</u>」とあるのは、「当院当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連続完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>5 第45条の5第7項の規定は、前項の延滞金額について適用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（<u>併せその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）</u>」とあるのは、「当院当初申告書</p>	<p>2 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連続完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第45条の7の2第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 第45条の6第4項の規定は、第4項の延滞金額について適用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（<u>併せその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）</u>」とあるのは、「当院当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>第45条の8から第51条の3まで 略 （施設建築物に対する固定資産税の不均一課税）</p> <p>第51条の4 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第6号に規定する施設建築物で同法第138条第1項の規定に該当する家屋に対して課する固定資産税の税率は、前条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税を課すこととなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法附則第15条の6から<u>第15条の11までの規定による減額の適用を受けない部分</u> 前条に規定する税率の2分の1</p> <p>(2) <u>法附則第15条の8第1項の規定による3分の1の減額の適用を受けける部分</u> 前条に規定する税率の4分の3</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に当該家屋の平面図を添えて市長に提出しなければならない。</p>	<p>第45条の8から第51条の3まで 略 （施設建築物に対する固定資産税の不均一課税）</p> <p>第51条の4 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第6号に規定する施設建築物で同法第138条第1項の規定に該当する家屋に対して課する固定資産税の税率は、前条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税を課すこととなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法附則第15条の6から<u>第15条の9までの規定による減額の適用を受けない部分</u> 前条に規定する税率の2分の1</p> <p>(2) <u>法附則第15条の8第3項の規定による3分の1の減額の適用を受けれる部分</u> 前条に規定する税率の4分の3</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に当該家屋の平面図を添えて市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該番類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）	(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該番類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
(3) 建築年月日及び登記年月日	(3) 建築年月日及び登記年月日
第52条から第138条まで 略 (保険税の課税額)	第52条から第138条まで 略 (保険税の課税額)
第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）	第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合は、基礎課税額は、58万円とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合は、基礎課税額は、54万円とする。
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合は、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合は、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合は、介護納付金課税額は、16万円とする。	4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合は、介護納付金課税額は、16万円とする。
第140条から第146条の2まで 略 (特例対象被保険者等に係る申告)	第140条から第146条の2まで 略 (特例対象被保険者等に係る申告)
第146条の2の2 保険税の納稅義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第147条の2において同じ。）である場合には、当該納稅義務者は、隠避理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。	第146条の2の2 保険税の納稅義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第147条の2において同じ。）である場合には、当該納稅義務者は、隠避理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
2 前項の申告書の提出に当たり、当該納稅義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、当該書類を提示しなければならない。	2 前項の申告書を提出する場合には、当該納稅義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。
第146条の3から第146条の10まで 略	第146条の3から第146条の10まで 略

改正後	改正前
<。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合は、基礎課税額は、58万円とする。	<。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合は、基礎課税額は、54万円とする。
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合は、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合は、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合は、介護納付金課税額は、16万円とする。	4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合は、介護納付金課税額は、16万円とする。
第140条から第146条の2まで 略 (特例対象被保険者等に係る申告)	第140条から第146条の2まで 略 (特例対象被保険者等に係る申告)
第146条の2の2 保険税の納稅義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第147条の2において同じ。）である場合には、当該納稅義務者は、隠避理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。	第146条の2の2 保険税の納稅義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第147条の2において同じ。）である場合には、当該納稅義務者は、隠避理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
2 前項の申告書の提出に当たり、当該納稅義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、当該書類を提示しなければならない。	2 前項の申告書を提出する場合には、当該納稅義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。
第146条の3から第146条の10まで 略	第146条の3から第146条の10まで 略

改正後	改正前
<p>(保険税の減額)</p> <p>第147条 次の各号に掲げる保険税の納稅義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支授金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納稅義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万5,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 特定期世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円 (イ) 特定期世帯 1世帯について 8,365円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支授金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,340円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支授金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 特定期世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円 (イ) 特定期世帯 1世帯について 2,485円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円 	<p>(保険税の減額)</p> <p>第147条 次の各号に掲げる保険税の納稅義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支授金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納稅義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万5,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 特定期世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円 (イ) 特定期世帯 1世帯について 8,365円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支授金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,340円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支授金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 特定期世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円 (イ) 特定期世帯 1世帯について 2,485円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円

改正後	改正前
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,480円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万1,000円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 特定期世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円 (イ) 特定期世帯 1世帯について 5,975円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円 </p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支授金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,100円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支授金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 特定期世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円 (イ) 特定期世帯 1世帯について 1,775円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円 </p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について</p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,480円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万1,000円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 特定期世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円 (イ) 特定期世帯 1世帯について 5,975円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円 </p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支授金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,100円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支授金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 特定期世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円 (イ) 特定期世帯 1世帯について 1,775円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円 </p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について</p>

改正後	改正前
3,200円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円	3,200円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>50万円</u> を加算した 金額を超えない世帯に係る納稅義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支給金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について1,240円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支給金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円 (イ) 特定世帯 1世帯について 710円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,280円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円	(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>49万円</u> を加算した 金額を超えない世帯に係る納稅義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支給金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について1,240円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支給金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円 (イ) 特定世帯 1世帯について 710円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,280円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円

改正後	改正前
第147条の2から第150条まで 略 附 則 第1条から第3条まで 略 (延滞金の割合の特例) 第3条の2 当分の間、第16条、第43条の2第2項、 <u>第45条の5第5項</u> 、第 45条の6第2項、第45条の18第2項、第63条の2第2項、第90条第5項、 第93条第2項、第118条の10第2項、第118条の13第2項及び第126条第2項 に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合 は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租 税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント の割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセント の割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準 割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつて は当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割 合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準 割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パ ーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。 2 当分の間、 <u>第45条の7の2第1項及び第4項</u> に規定する延滞金の年7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中 においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第3条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第 1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率 が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下 に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により <u>第45条の7の2第1項及び第4項</u> に規定する延滞金の割合を前条第2項に 規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合は、当該期間 を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条 の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定によ	第147条の2から第150条まで 略 附 則 第1条から第3条まで 略 (延滞金の割合の特例) 第3条の2 当分の間、第16条、第43条の2第2項、 <u>第45条の5第3項</u> 、第 45条の6第2項、第45条の18第2項、第63条の2第2項、第90条第5項、 第93条第2項、第118条の10第2項、第118条の13第2項及び第126条第2項 に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合 は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租 税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント の割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセント の割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準 割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつて は当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割 合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準 割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パ ーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。 2 当分の間、 <u>第45条の7の2</u> に規定する延滞金の年7.3 パーセントの割合は、 <u>同条</u> の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中 においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第3条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第 1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率 が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下 に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により <u>第45条の7の2</u> に規定する延滞金の割合を <u>同項</u> に 規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合は、当該期間 を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条 の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定によ

改正後	改正前
<p>り延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第45条の7の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第45条の7の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 前項に規定する「申告基準日」とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。</p> <p>第3条の3の2から第7条の2まで 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>3 法附則第15条第2項第6号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>4 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p>	<p>り延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第45条の7の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第45条の7の2に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>国条</u>及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 前項に規定する「申告基準日」とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。</p> <p>第3条の3の2から第7条の2まで 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、<u>3分の1</u>とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>3 法附則第15条第2項第3号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第7号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>5 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、8分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、8分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の8とする。</p> <p>11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第37項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第44項に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第45項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>第7条の3 略 (サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平</p>	<p>6 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第37項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第44項に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第45項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条の8第4項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>第7条の3 略 (サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平</p>

改正後	改正前
<p>5 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、8分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、8分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の8とする。</p> <p>11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第37項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第44項に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第45項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>第7条の3 略 (サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平</p>	<p>6 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第37項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第44項に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第45項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条の8第4項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>第7条の3 略 (サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平</p>

改正後	改正前
<p>成13年法律第26号) 第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について施行令附則第12条第12項第1号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>成13年法律第26号) 第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について施行令附則第12条第21項第1号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第7条の5 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>第7条の5 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第28項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第7条の6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよう</p>	<p>第7条の6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよう</p>

改正後	改正前
<p>とする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 施行令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 居住安全改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>(熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>とする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 施行令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 居住安全改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>(熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第7条の7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紳税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 热损失防止改修工事が完了した年月日</p>	<p>第7条の7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 纳税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 热损失防止改修工事が完了した年月日</p>

改正後	改正前
(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第29項に規定する補助金等 (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第38項に規定する補助金等 (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
第7条の8 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各自に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 耐震改修が完了した年月日 (5) 耐震改修に要した費用 (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	第7条の8 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各自に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 紳稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 耐震改修が完了した年月日 (5) 耐震改修に要した費用 (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
第7条の9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各自に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 纳稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人	第7条の9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各自に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 纳稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人

改正後	改正前
番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 热损失防止改修工事が完了した年月日 (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第29項に規定する補助金等 (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (耐震基準適合家庭に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 热损失防止改修工事が完了した年月日 (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第38項に規定する補助金等 (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (耐震基準適合家庭に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
第7条の10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家庭について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家庭に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家庭が施行令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 纳稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 耐震改修が完了した年月日 (5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家庭に係る耐震改修に要した費用 (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由	第7条の10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家庭について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家庭に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家庭が施行令附則第12条第28項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 纳稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 耐震改修が完了した年月日 (5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家庭に係る耐震改修に要した費用 (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

改正後	改正前
<p>(改修実施基準公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の11 法附則第16条の11第1項の改修実施基準公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演会場の公演の用に供する施設である旨を記する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 税負担者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同法第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</p> <p>(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第8条 次条から附則第13条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1) 農地 法附則第17条第1号</p> <p>(2) 宅地等 法附則第17条第2号</p> <p>(3) 住宅用地 法附則第17条第3号</p>	
	<p>(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第8条 次条から附則第13条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1) 農地 法附則第17条第1号</p> <p>(2) 宅地等 法附則第17条第2号</p> <p>(3) 住宅用地 法附則第17条第3号</p>

改正後	改正前
<p>(4) 商業地等 法附則第17条第4号</p> <p>(5) 負担水準 法附則第17条第8号イ</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第11条の場合には_____、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)</p> <p>(7) 市街化区域農地 法附則第19条の2第1項 (平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)</p> <p>第8条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(_____同項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であつて、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第9条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の</p>	<p>(4) 商業地等 法附則第17条第4号</p> <p>(5) 負担水準 法附則第17条第8号イ</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第11条の場合にあつては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)</p> <p>(7) 市街化区域農地 法附則第19条の2第1項 (平成29年度又は平成29年度における土地の価格の特例)</p> <p>第8条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であつて、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第9条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の</p>

改正後		改正前	
額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次次の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。		額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次次の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

第12条から第14条の2まで 略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第9条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第8条第2号に規定する宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第16条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第118条の8第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第9条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第118条の8第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした

第12条から第14条の2まで 略
(特別土地保有税の課税の特例)
第15条 附則第9条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第8条第2号に規定する宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第16条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第118条の8第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第9条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第118条の8第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした

改正後		改正前	
場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。		場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。	
3 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年(当該土地の取得の日が1月1日である場合にあっては、同日の属する年の翌年)の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第118条の5第1項の土地の取得額又は修正取得額のいずれか低い金額とする。		3 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年(当該土地の取得の日が1月1日である場合にあっては、同日の属する年の翌年)の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第118条の5第1項の土地の取得額又は修正取得額のいずれか低い金額とする。	
4 前項の「修正取得額」とは、施行規則附則第8条の5第1項に規定する額(当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあっては、当該各号に掲げる額)をいう。 (1) 宅地評価土地(宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地をいう。以下同じ。) 当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額 (2) 宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率(土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令(平成3年大蔵省令第33号)第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。)を乗じ、更に1.25を乗じて得た額(評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあっては、市長が適当であると認める率を乗じて得た額)		4 前項の「修正取得額」とは、施行規則附則第8条の5第1項に規定する額(当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあっては、当該各号に掲げる額)をいう。 (1) 宅地評価土地(宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地をいう。以下同じ。) 当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額 (2) 宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率(土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令(平成3年大蔵省令第33号)第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。)を乗じ、更に1.25を乗じて得た額(評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあっては、市長が適当であると認める率を乗じて得た額)	
5 法附則第31条の3第3項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第118条の8第1号(第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。		5 法附則第31条の3第3項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第118条の8第1号(第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。	
第15条の2から第16条まで 略 (宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)		第15条の2から第16条まで 略 (宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)	

改正後	改正前
を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。	3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。
4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。	4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。
第17条の3 平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の算定について、平成30年改正法附則第22条第1項の規定に基づき、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。 (農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)	第17条の3 平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の算定については、平成27年改正法附則第18条第1項の規定に基づき、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。 (農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)
第18条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税第18条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税	

改正後	改正前																				
<p>の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次次の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同次の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">負担水準の区分</th><th style="text-align: center;">負担調整率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.9以上のもの</td><td style="text-align: center;">1.025</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.8以上0.9未満のもの</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.7以上0.8未満のもの</td><td style="text-align: center;">1.075</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.7未満のもの</td><td style="text-align: center;">1.1</td></tr> </tbody> </table>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1	<p>の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次次の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同次の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">負担水準の区分</th><th style="text-align: center;">負担調整率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.9以上のもの</td><td style="text-align: center;">1.025</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.8以上0.9未満のもの</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.7以上0.8未満のもの</td><td style="text-align: center;">1.075</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.7未満のもの</td><td style="text-align: center;">1.1</td></tr> </tbody> </table>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
第18条の2から第39条まで 路 附 則 略 附 則（平成30年条例第35号） （施行期日） 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 （市民税に関する経過措置） 2 改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）第15条の7の2第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に開業第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る賦税金について適用する。 （固定資産税に関する経過措置） 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分	第18条の2から第39条まで 路 附 則 略																				

改正後	改正前
までの固定資産税については、なお従前の例による。	
4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和26年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	
5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 （都市計画税に関する経過措置）	
6 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。 （国民健康保険税に関する経過措置）	
7 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	